【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の十三**　法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百十九条第一項若しくは第二百九十三条第一項又は法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百二十条第一項（法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告を電子公告によりする場合について、法第百四十四条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九百四十条第三項（各号を除く。） | 前二項 | 第一項 |
| これらの | 同項の |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の十三**　法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百十九条第一項若しくは第二百九十三条第一項又は法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百二十条第一項（法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告を電子公告によりする場合について、法第百四十四条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九百四十条第三項（各号を除く。） | 前二項 | 第一項 |
| これらの | 同項の |

（改正前）

（新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の九**　法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百十九条第一項若しくは第二百九十三条第一項又は法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百二十条第一項（法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告を電子公告によりする場合について、法第百四十四条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九百四十条第三項（各号を除く。） | 前二項 | 第一項 |
| これらの | 同項の |

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の三の九**　法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百十九条第一項若しくは第二百九十三条第一項又は法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百二十条第一項（法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告を電子公告によりする場合について、法第百四十四条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九百四十条第三項（各号を除く。） | 前二項 | 第一項 |
| これらの | 同項の |

（改正前）

（新設）